

期間の延長が必要となるため、変更内容にはかかる事項も含まれます。

記

変更箇所には下線を付しております。

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

(注8) 創業家によれば、対象者においては、2022年8月19日、対象者の取締役全員及び監査役全員が参加の取締役・監査役宛て報告会が開催されたとのことであり、対象者の代表取締役会長兼社長である志太勤一氏によれば、当該報告会において、志太勤一氏より、公開買付者以外の複数のアライアンス候補先とのフードサービス事業の協業に関しては、これらのアライアンス候補先による提案が撤回され、又は真摯な提案ではないことが判明したため、現時点では各社の提案はインサイダー情報ではないと整理できると考えていることや検討に値しないと判断している旨報告したとのことであり、その旨当該報告会の議事録にも記載されているとのことです（公開買付者は、対象者の代表取締役会長兼社長である志太勤一氏の指示の下、当該議事録を受領しております。）。対象者によれば、かかる報告において、対象者の取締役である柴山慎一氏、川崎達生氏及び堀雅寿氏から、アライアンス候補先一社による提案の撤回は、志太勤一氏が取締役会における審議を経ないまま独自にこれらのアライアンス候補先に接触したことにより引き起こされたものであることから、志太勤一氏の取締役としての善管注意義務違反にあたらぬか心配している旨の意見や、また、提案が撤回等されたことが判明したとの説明に対して、これらのアライアンス候補先に対するコンタクトは対象者における正式な指揮命令系統に則ったものではなく取締役会に対する事前の報告が行われておらず大変遺憾である旨の意見が述べられたとのことです。また、対象者としては、他のアライアンス候補先による提案は本日時点でもなお取り下げられていないと認識していることから、フード関連事業に関する公開買付者との業務提携も含め、対象者において本公開買付けの実施に先立って対象者の企業価値向上に資するか否かの検討が必要と考えているとのことです。これに対し、志太勤一氏としては、アライアンス候補先への接触は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程上の開示義務を遵守するために行動したものであって、善管注意

義務違反に該当するおそれはないと認識しているとのことです。もっとも、公開買付者としては、遅くとも、同日の当該報告会の終了時点以降、公開買付者以外のアライアンス候補先とのフードサービス事業の協業に関し対象者において具体的な他社提案等を検討している事実はないものと理解しております。なお、対象者及びユニゾンファンドからは、上記報告会にかかわらず、公開買付者による対象者株式の取得は法第166条のインサイダー取引規制に違反する可能性が否定できないとの見解が示されておりますが、上記のとおり、公開買付者としては、対象者の代表取締役会長兼社長である志太勤一氏指示の下本公開買付けの開示書類の準備のために必要なものとして対象者の最高顧問室長より受領した対象者の2022年8月19日付取締役・監査役宛て報告会の議事録の内容を前提とすれば、本日（注：「シダックス株式会社の株式（証券コード：4837）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を公表した2022年8月29日を意味します。以下の訂正箇所においても同じ。）時点において対象者に関する未公表の重要事実⁹に該当する可能性のある事実を認識していないため（注9）、当該インサイダー取引規制に違反する懸念はないと考えております。なお、対象者が2022年9月5日に公表した「オイシックス・ラ・大地株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（反対）のお知らせ」（以下「9月5日付反対意見表明プレスリリース」といいます。）及び同日に提出した意見表明報告書（以下「意見表明報告書」といいます。）によれば、対象者取締役会（取締役専務執行役員柴山慎一氏、取締役川井真氏及び取締役堀雅寿氏で構成される取締役会）は、公開買付者以外のアライアンス候補先からの提案に関し、アライアンス候補先一社からの提案についてはなお取り下げられておらず、真摯な提案ではないとの評価も志太勤一氏の個人的な意見に過ぎないと考えているようですが、公開買付者が認識している事実経過、及びそれに対する評価としては上記に記載したとおりであり、2022年8月19日付取締役・監査役宛て報告会の議事録の内容を前提とすれば、本日時点において、公開買付者が対象者に関する未公表の重要事実⁹に該当する可能性のある事実を認識していないとの理解に変更はなく引き続き上記インサイダー取引規制に違反する懸念はないものと考えております。また、株式会社コロワイドが2022年9月7日付で公表した「一部報道について」によれば、株式会社コロワイドが対象者のフードサービス事業に関し提案を行っているとのことであり、さらに、対象者が2022年9月7日付で公表した「昨日の一部報道について」によれば、対象者は株式会社コロワイドより給食事業買収提案を受けているものの、それに関して同公表時点で決定している事実はないとのことです。公開買付者とし

ては、上記株式会社コロワイドの具体的な提案内容及びそれに対する対象者の検討状況について上記 2022 年 9 月 7 日付の株式会社コロワイドの公表及び対象者の公表（以下両公表を総称して「9 月 7 日付プレスリリース」といいます。）の内容以上に認識している事実はありませんが、そもそも上記 9 月 7 日付プレスリリース記載の事実は本日以降に生じた事象であり、9 月 7 日付プレスリリースを受けても、本日時点において、公開買付者が対象者に関する未公表の重要事実当該に該当する可能性のある事実を認識していないとの理解に変更はなく引き続き上記インサイダー取引規制に違反する懸念はないものと考えている点について、同様です。

<中略>

なお、対象者からは、対象者取締役会（ここでは、本公開買付けについて特別の利害関係を有しない、取締役専務執行役員柴山慎一氏、取締役川井真氏及び取締役堀雅寿氏で構成される取締役会を意味します。）は、対象者取締役会が本公開買付けに対する意見を形成するにあたっては、①本公開買付けが、公開買付者が本公開買付け後、対象者の行うフード関連事業と公開買付者が行う各種事業における業務提携の検討を加速することを目的とするものであること、②本公開買付け後における公開買付者と対象者との間の業務提携の検討に関する協力等について定めた本覚書が創業家と公開買付者との間で締結されていること、③創業家の所有する対象者株式合計 18,331,412 株(所有割合:33.49%)と、公開買付者が取得することを企図しているユニゾンファンド所有株式 14,792,959 株(所有割合:27.02%)を合計すると、33,124,371 株(所有割合:60.51%)となり、対象者株式の過半数を所有する創業家と公開買付者は、対象者の事業、経営、運営に係る意思決定に大きな影響力を及ぼし得る株主になることを踏まえて、フード関連事業に係る公開買付者以外からの提案を含めたあらゆる選択肢を視野に入れた慎重な分析・比較検討・議論を行う必要があるとの観点等から、対応方針を検討中であるため、本日時点では本公開買付けに関する意見表明を行うことはせず、本公開買付けに係る公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）が公開買付者から提出された後、本公開買付届出書の内容等も踏まえたうえで、法令に定められた期間内に本公開買付けに関する意見表明を行う意向である旨伺っておりました。その後、9 月 5 日付反対意見表明プレスリリース及び意見表明報告書によれば、対象者は、2022 年 9 月 5 日付で対象者取締役会において、本公開買付けに反対の意見を表明する旨を決議したとのこと（注 15）。当該意見の内容、根拠及び理由の詳細については、9 月 5 日付反対意見表明プレスリリース及び意見表明報告書をご参照ください。

（注 15） 9 月 5 日付反対意見表明プレスリリース及び意見表明報告書においては、対象者が本公開買付けに反対する理由として、①本公開買付けが成立した場合、フード

関連事業の協業に係る公正な検討が妨げられ、本来得られるはずであった利益を対象者が失う結果となるおそれがあること（以下「反対理由①」といいます。）、②本公開買付けは対象者の株主の利益を害するおそれがあること（以下「反対理由②」といいます。）が記載されています。この点、反対理由①について、対象者は、公開買付者以外の第三者による協業提案との比較検討の必要性や、本公開買付け後に創業家と公開買付者が対象者の大株主となるため、本公開買付けの成立後に業務提携相手の検討・決定が公正に行われることは客観的に期待し難い状況にあること等を理由として挙げております。一方、公開買付者としては、上述のとおり、遅くとも対象者における2022年8月19日開催の取締役・監査役宛て報告会の終了時点以降、公開買付者以外のアライアンス候補先とのフードサービス事業の協業に関し対象者において具体的な他社提案等を検討している事実はないものと理解しておりますが、仮に本公開買付けの成立後に、対象者においてアライアンス候補先の比較検討が必要となった場合には、その時点における対象者取締役会において真摯な検討が行われるものと理解しており、本公開買付け成立後の取締役会による公正な検討が妨げられるとの言及は対象者の現取締役会の憶測に過ぎないと考えています。なお、本日現在において、公開買付者が対象者に対して取締役を指名又は派遣することについて決定している事実はありませんが、下記「（3）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」記載のとおり、本公開買付け後、公開買付者としては、公開買付者が希望する場合、公開買付者は、対象者の取締役の候補者として1名を推薦することができること等の内容が含まれた資本業務提携契約の締結に向けて対象者との間で協議することを企図しており、そもそも当該契約の締結自体対象者の現取締役会で決定されるべきものであり、当該契約の締結前に公開買付者による取締役の推薦権はないこと、仮に公開買付者が推薦する者1名が対象者の取締役に就任したとしても、対象者の取締役の人数は6名であるところ、創業家（志太勤一氏及び志太勤氏）2名と合わせても取締役会の過半数に及ばず、また、公開買付者と創業家との間で、共同して議決権を行使することに関する合意をすることは想定していないため、これらの観点からも、本公開買付け成立後における対象者の取締役会における検討の公正性に問題はないと考えております。また、反対理由②について、対象者は、アライアンス候補先との間での協業の検討を進め、当該協業の内容を対象者が開示した場合、対象者の株式の取引価格が上昇することが予想され、株主の皆様が企業価値向上に伴う利益を得ることができるとの可能性があることや、本公開買付価格は市場株価から一定のディスカウントがされた価格（本公開買付けの実施につ

いての公表日の前営業日である 2022 年 8 月 26 日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値 643 円に対して 15.86%（小数点第三位以下を四捨五入））であることを理由として挙げておりますが、公開買付者としては、そもそも本公開買付けにおいてはユニゾンファンドが所有するユニゾンファンド所有株式の取得を目的としており、本公開買付価格は、本株主間契約の定めに従って算定される対象者株式の取得価格と同額の 541 円であるところ、ユニゾンファンドは本株主間契約に従い本公開買付価格で公開買付者に対してユニゾンファンド所有株式を売却する契約上の義務があると考えている一方、上記ディスカウントされた価格で対象者の一般株主の皆様が本公開買付けに応募されるか否かはお判断ではありますが、公開買付者として対象者の一般株主の皆様からの多数の応募は見込んでいないことから、これらの事情をもって本公開買付けが対象者の株主の皆様利益を害するものではないと考えております。

<後略>

(変更後)

<前略>

(注 8) 創業家によれば、対象者においては、2022 年 8 月 19 日、対象者の取締役全員及び監査役全員が参加の取締役・監査役宛て報告会が開催されたとのことであり、対象者の代表取締役会長兼社長である志太勤一氏によれば、当該報告会において、志太勤一氏より、公開買付者以外の複数のアライアンス候補先とのフードサービス事業の協業に関しては、これらのアライアンス候補先による提案が撤回され、又は真摯な提案ではないことが判明したため、現時点では各社の提案はインサイダー情報ではないと整理できると考えていることや検討に値しないと判断している旨報告したとのことであり、その旨当該報告会の議事録にも記載されているとのことです（公開買付者は、対象者の代表取締役会長兼社長である志太勤一氏の指示の下、当該議事録を受領しております。）。対象者によれば、かかる報告において、対象者の取締役である柴山慎一氏、川崎達生氏及び堀雅寿氏から、アライアンス候補先一社による提案の撤回は、志太勤一氏が取締役会における審議を経ないまま独自にこれらのアライアンス候補先に接触したことにより引き起こされたものであることから、志太勤一氏の取締役としての善管注意義務違反にあたらぬか心配している旨の意見や、また、提案が撤回等されたことが判明したとの説明に対して、これらのアライアンス候補先に対するコンタクトは対象者における正式な指揮命令系統に則ったものではなく取締役会に対する事前の報告

が行われておらず大変遺憾である旨の意見が述べられたとのこと。また、対象者としては、他のアライアンス候補先による提案は本日時点でもなお取り下げられていないと認識していることから、フード関連事業に関する公開買付者との業務提携も含め、対象者において本公開買付けの実施に先立って対象者の企業価値向上に資するか否かの検討が必要と考えているとのこと。これに対し、志太勤一氏としては、アライアンス候補先への接触は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程上の開示義務を遵守するために行動したものであって、善管注意義務違反に該当するおそれはないと認識しているとのこと。もっとも、公開買付者としては、遅くとも、同日の当該報告会の終了時点以降、公開買付者以外のアライアンス候補先とのフードサービス事業の協業に関し対象者において具体的な他社提案等を検討している事実はないものと理解しております。なお、対象者及びユニゾンファンドからは、上記報告会にかかわらず、公開買付者による対象者株式の取得は法第166条のインサイダー取引規制に違反する可能性が否定できないとの見解が示されておりますが、上記のとおり、公開買付者としては、対象者の代表取締役会長兼社長である志太勤一氏指示の下本公開買付けの開示書類の準備のために必要なものとして対象者の最高顧問室長より受領した対象者の2022年8月19日付取締役・監査役宛て報告会の議事録の内容を前提とすれば、本日時点において対象者に関する未公表の重要事実に関連する可能性のある事実を認識していないため(注9)、当該インサイダー取引規制に違反する懸念はないと考えております。なお、対象者が2022年9月5日に公表した「オイシックス・ラ・大地株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(反対)のお知らせ」(以下「9月5日付反対意見表明プレスリリース」といいます。)及び同日に提出した意見表明報告書(以下「意見表明報告書」といいます。)によれば、対象者取締役会(取締役専務執行役員柴山慎一氏、取締役川井真氏及び取締役堀雅寿氏で構成される取締役会)は、公開買付者以外のアライアンス候補先からの提案に関し、アライアンス候補先一社からの提案についてはなお取り下げられておらず、真摯な提案ではないとの評価も志太勤一氏の個人的な意見に過ぎないと考えているようですが、公開買付者が認識している事実経過、及びそれに対する評価としては上記に記載したとおりであり、2022年8月19日付取締役・監査役宛て報告会の議事録の内容を前提とすれば、本日時点において、公開買付者が対象者に関する未公表の重要事実に関連する可能性のある事実を認識していないとの理解に変更はなく引き続き上記インサイダー取引規制に違反する懸念はないものと考えております。また、株式会社コロワイドが2022年9月7日

付で公表した「一部報道について」によれば、株式会社コロワイドが対象者のフードサービス事業に関し提案を行っているとのことであり、さらに、対象者が2022年9月7日付で公表した「昨日の一部報道について」によれば、対象者は株式会社コロワイドより給食事業買収提案を受けているものの、それに関して同公表時点で決定している事実はないとのこと。公開買付者としては、上記株式会社コロワイドの具体的な提案内容及びそれに対する対象者の検討状況について上記2022年9月7日付の株式会社コロワイドの公表及び対象者の公表（以下両公表を総称して「9月7日付プレスリリース」といいます。）の内容以上に認識している事実はありませんが、そもそも上記9月7日付プレスリリース記載の事実は本日以降に生じた事象であり、9月7日付プレスリリースを受けても、本日時点において、公開買付者が対象者に関する未公表の重要事実該当する可能性のある事実を認識していないとの理解に変更はなく引き続き上記インサイダー取引規制に違反する懸念はないものと考えている点について、同様です。なお、株式会社コロワイドが2022年9月15日付で公表した「一部報道について」によれば、株式会社コロワイドは対象者のフードサービス事業に関し提案を行っていたものの、2022年9月14日付で提案を取り下げたとのことであり、対象者が2022年9月15日付で公表した「株式会社コロワイドからの書簡受領のお知らせおよび当社がオイシックス・ラ・大地株式会社の公開買付けに反対している件について」（以下「9月15日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2022年9月15日、株式会社コロワイドより2022年6月20日に受けたフード関連事業に関する提案を取り下げる（以下「本提案取下げ」といいます。）旨の書簡を受領したとのこと。

<中略>

なお、対象者からは、対象者取締役会（ここでは、本公開買付けについて特別の利害関係を有しない、取締役専務執行役員柴山慎一氏、取締役川井真氏及び取締役堀雅寿氏で構成される取締役会を意味します。）は、対象者取締役会が本公開買付けに対する意見を形成するにあたっては、①本公開買付けが、公開買付者が本公開買付け後、対象者の行うフード関連事業と公開買付者が行う各種事業における業務提携の検討を加速することを目的とするものであること、②本公開買付け後における公開買付者と対象者との間の業務提携の検討に関する協力等について定めた本覚書が創業家と公開買付者との間で締結されていること、③創業家の所有する対象者株式合計18,331,412株（所有割合：33.49%）と、公開買付者が取得することを企図しているユニゾンファンド所有株式14,792,959株（所有割合：27.02%）を合計すると、33,124,371株（所有割合：60.51%）となり、対象者株式の過半数を所有する創業家と公開

買付者は、対象者の事業、経営、運営に係る意思決定に大きな影響力を及ぼし得る株主になることを踏まえて、フード関連事業に係る公開買付け以外からの提案を含めたあらゆる選択肢を視野に入れた慎重な分析・比較検討・議論を行う必要があるとの観点等から、対応方針を検討中であるため、本日時点では本公開買付けに関する意見表明を行うことはせず、本公開買付けに係る公開買付け届出書（以下「本公開買付け届出書」といいます。）が公開買付けから提出された後、本公開買付け届出書の内容等も踏まえたうえで、法令に定められた期間内に本公開買付けに関する意見表明を行う意向である旨伺っておりました。その後、9月5日付反対意見表明プレスリリース及び意見表明報告書によれば、対象者は、2022年9月5日付で対象者取締役会において、本公開買付けに反対の意見を表明する旨を決議したとのこと（注15）（注16）。当該意見の内容、根拠及び理由の詳細については、9月5日付反対意見表明プレスリリース及び意見表明報告書をご参照ください。

（注15） 9月5日付反対意見表明プレスリリース及び意見表明報告書においては、対象者が本公開買付けに反対する理由として、①本公開買付けが成立した場合、フード関連事業の協業に係る公正な検討が妨げられ、本来得られるはずであった利益を対象者が失う結果となるおそれがあること（以下「反対理由①」といいます。）、②本公開買付けは対象者の株主の利益を害するおそれがあること（以下「反対理由②」といいます。）が記載されています。この点、反対理由①について、対象者は、公開買付け以外の第三者による協業提案との比較検討の必要性や、本公開買付け後に創業家と公開買付け者が対象者の大株主となるため、本公開買付けの成立後に業務提携相手の検討・決定が公正に行われることは客観的に期待し難い状況にあること等を理由として挙げております。一方、公開買付け者としては、上述のとおり、遅くとも対象者における2022年8月19日開催の取締役・監査役宛て報告会の終了時点以降、公開買付け者以外のアライアンス候補先とのフードサービス事業の協業に関し対象者において具体的な他社提案等を検討している事実はないものと理解しておりますが、仮に本公開買付けの成立後に、対象者においてアライアンス候補先の比較検討が必要となった場合には、その時点における対象者取締役会において真摯な検討が行われるものと理解しており、本公開買付け成立後の取締役会による公正な検討が妨げられるとの言及は対象者の現取締役会の憶測に過ぎないと考えています。なお、本日現在において、公開買付け者が対象者に対して取締役を指名又は派遣することについて決定している事実はありませんが、下記「（3）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」記載のとおり、本公開買付け後、公開買付け者としては、公開買付け者が希望する場合、公開買付け者は、対象者の取締役の候補者として1名を推薦することができること等の内

容が含まれた資本業務提携契約の締結に向けて対象者との間で協議することを企図しており、そもそも当該契約の締結自体対象者の現取締役会で決定されるべきものであり、当該契約の締結前に公開買付者による取締役の推薦権はないこと、仮に公開買付者が推薦する者1名が対象者の取締役に就任したとしても、対象者の取締役の人数は6名であるところ、創業家（志太勤一氏及び志太勤氏）2名と合わせても取締役会の過半数に及ばず、また、公開買付者と創業家との間で、共同して議決権を行使することに関する合意をすることは想定していないため、これらの観点からも、本公開買付け成立後における対象者の取締役会における検討の公正性に問題はないと考えております。また、反対理由②について、対象者は、アライアンス候補先との間での協業の検討を進め、当該協業の内容を対象者が開示した場合、対象者の株式の取引価格が上昇することが予想され、株主の皆様が企業価値向上に伴う利益を得ることができるとの可能性があることや、本公開買付価格は市場株価から一定のディスカウントがされた価格（本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2022年8月26日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値643円に対して15.86%（小数点第三位以下を四捨五入））であることを理由として挙げておりますが、公開買付者としては、そもそも本公開買付けにおいてはユニゾンファンドが所有するユニゾンファンド所有株式の取得を目的としており、本公開買付価格は、本株主間契約の定めに従って算定される対象者株式の取得価格と同額の541円であるところ、ユニゾンファンドは本株主間契約に従い本公開買付価格で公開買付者に対してユニゾンファンド所有株式を売却する契約上の義務があると考えている一方、上記ディスカウントされた価格で対象者の一般株主の皆様が本公開買付けに応募されるか否かはご判断ではありますが、公開買付者として対象者の一般株主の皆様からの多数の応募は見込んでいないことから、これらの事情をもって本公開買付けが対象者の株主の皆様の利益を害するものではないと考えております。

(注16) 9月15日付対象者プレスリリースによれば、株式会社コロワイドによる本提案取下げは、対象者の意見表明（反対）に何ら影響を及ぼすものではないとのことです。しかし、公開買付者としては、株式会社コロワイドによる本提案取下げは意見表明報告書に記載の反対意見の理由に関わる重要な事情変更であり、重大な影響を及ぼすものと考えています。すなわち、反対理由①について、対象者は、2022年6月20日に株式会社コロワイド（注17）より対象者に対してなされたフード関連事業における協業に関する提案が、意見表明報告書提出日である2022年9月5日時点においても取り下げられていないと認識していることを理由に、

フード関連事業の協業先として公開買付者と株式会社コロワイドのどちらがふさわしいかを比較検討する必要があることを前提とした理由付けを行っていましたが、本提案取下げにより、対象者の認識においても比較対象となる協業先がなくなったことを踏まえると、公開買付者は、対象者の主張する反対理由①はその前提を欠くこととなったと理解しています。また、反対理由②については、上記注 15 に記載したとおりであり、公開買付者は、反対理由②は対象者がその株主に対して本公開買付けへの応募を推奨しない理由とはなり得ても、本公開買付けへ反対する理由とはならないものと理解しており、これは本提案取下げ後においても同様です。したがって、公開買付者としては、意見表明報告書に記載の本公開買付けに反対する理由は本提案取下げによって重要な前提を欠き、本公開買付けに反対する理由としては成り立たなくなったことを受け、対象者は、本公開買付けへの意見（反対）を変更することを検討すべきであると考えています。なお、9月15日付対象者プレスリリースにおいては、対象者が本公開買付けに対して反対しているのは、本公開買付けが、創業家と公開買付者の間で対象者の意思とは無関係に締結された覚書に基づき、創業家及び公開買付者による対象者株式の所有割合を合計で60.51%以上とした上で、対象者のフード関連事業子会社の株式の過半数を対象者から取得することを最終的な目的としていることが理由である旨記載されていますが、下記「③ 本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、そもそも本日（注：「シダックス株式会社の株式（証券コード：4837）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を公表した2022年8月29日を意味します。）現在において、対象者グループが行う各種事業（主にフードサービス事業）と公開買付者が行う各種事業における業務提携の実施の是非や当該業務提携の具体的な内容について決定している事実はなく、公開買付者としては、当該業務提携の一環として、対象者グループのうち、フード関連事業を担うシダックスフードサービス株式会社、シダックスコントラクトフードサービス株式会社及びエス・ロジックス株式会社の発行する普通株式を対象者より取得し、給食事業への参入を行うことも含めて、公開買付者が行う各種事業とのシナジーを創出することを検討しており、かかる方法の実現可能性や株式の取得割合、価格等の条件その他協業の在り方についても今後対象者との間で協議のうえ決定する予定です。かかる本公開買付け成立後における対象者の取締役会における検討の公正性に問題が生じないと考えている点については、上記注 15 に記載するのとおりです。

(注 17) 公開買付者としては、9月15日付対象者プレスリリースに記載の株式会社コロ

ワイドによる 2022 年 6 月 20 日付提案と、意見表明報告書に記載の 2022 年 6 月 20 日にアライアンス候補先Aによりなされたアライアンス提案Aとは同一であり、意見表明報告書に記載のアライアンス候補先Aとは株式会社コロワイドであると想定しております。

<後略>

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(c) 対象者及びユニゾンファンドとの協議・交渉

(変更前)

<前略>

その後、公開買付者は、2022 年 7 月中旬、ユニゾンファンドに対して本公開買付けに係る公開買付応募契約の締結及び内容について提案を行い、ユニゾンファンドとの間で公開買付応募契約の締結に向けた交渉を行いましたが、公開買付者としては、ユニゾンファンドによる応募の前提条件に関する提案が受け入れられなかったため、公開買付応募契約の締結には至りませんでした。具体的には、当該交渉において、ユニゾンファンドからは、本公開買付けに対する対象者の賛同意見が表明されること等（注 2）を本公開買付けへの応募の前提条件とする提案がなされましたが、創業家によると、創業家は、ユニゾンファンドが、創業家による公開買付者を創業家指定譲受人に指定する内容の本売却請求権の行使の結果、ユニゾンファンド所有株式の全てを公開買付者に対し売却する契約上の義務を負っていると考えているとのことでした。そのため、創業家は、本売却請求権の実現方法として実施される本公開買付けに対して、ユニゾンファンドが、対象者による本公開買付けに関する意見表明の内容にかかわらず、当該売却義務の履行として、本公開買付けに応募する契約上の義務があると考えているとのことでした。そして、創業家指定譲受人として指定されている公開買付者としてもかかる見解を前提としていることから、そもそも本公開買付けへの応募にあたって前提条件を付すべきではないと考えており、両者の考え方に相違があったため、公開買付応募契約の締結には至りませんでした。当該交渉の中で、ユニゾンファンドとしては、公開買付応募契約の締結の有無にかかわらず、(i) 本株主間契約上の本売却請求権が、「適用法令上許容される限度において、かつ適用法令に従って」行使することができるとされているところ、対象者が公開買付者以外の複数のアライアンス候補先とフードサービス事業における協業について検討を行っており、かかる検討の事実を対象者に関する未公表の重要事実（法第

166 条第 2 項) を該当する可能性が高いこと、公開買付者も創業家 (志太勤一氏及び志太勤氏) を通じて当該検討の事実を認識していることから、公開買付者は、対象者に関する未公表の重要事実 (法第 166 条第 2 項) を認識しており、公開買付者による対象者株式の取得は法 166 条のインサイダー取引規制に違反する可能性が高いため、本売却請求権の行使は「適用法令上許容される限度において、かつ適用法令に従って」に該当しないことを理由に、ユニゾンファンドは本株主間契約上の売却義務を負わず、本公開買付けへの応募義務も負わないと考えている旨の見解が示されております。また、(ii)ユニゾンファンドとしては、対象者が賛同しないような公開買付けへの応募はしかねる旨の考え方が示されており、対象者による賛同意見が表明されない限り、本公開買付けへの応募はしないことを想定しているようです。他方、公開買付者としては、(i)インサイダー取引規制違反の点に関して、対象者における公開買付者以外の複数のアライアンス候補先とのフードサービス事業の協業に関しては、当該協業の検討に関する事実の公開買付者による認識時期及びその経緯については対象者との間で認識の相違があるものの (注 4)、いずれにしても本日現在においては対象者の取締役会において具体的な他社提案等を検討している事実はなく (注 5)、対象者に関する未公表の重要事実 (法第 166 条第 2 項) には該当しない旨を、創業家 (志太勤一氏及び志太勤氏) から伺っており、その他対象者に関する未公表の重要事実に関する事実は認識していないことから、本公開買付けに関する公開買付者のリーガルアドバイザーである三浦法律事務所からの助言も踏まえ、公開買付者による本公開買付けを通じた対象者株式の取得がインサイダー取引規制に反する事情はないと考えております。また、(ii)対象者による賛同表明を前提とする点に関して、創業家によると、上記のとおり、創業家は、ユニゾンファンドが、創業家による公開買付者を創業家指定譲受人に指定する内容の本売却請求権の行使の結果、ユニゾンファンドが所有するユニゾンファンド所有株式 (14,792,959 株) について公開買付者に対し売却する契約上の義務を負っていると考えているとのことであり、対象者による本公開買付けに対する賛同表明が売却義務の前提とはなっていないとのことです。そのため、創業家は、本売却請求権の実現方法として実施される本公開買付けに対して、ユニゾンファンドが、対象者による本公開買付けに関する意見表明の内容にかかわらず、当該売却義務の履行として、本公開買付けに応募する契約上の義務があると考えているとのことです。そして、創業家指定譲受人として指定されている公開買付者としてもかかる見解を前提として、本公開買付けの応募にあたり対象者による本公開買付けに関する意見表明の内容は本株主間契約上の売却義務の履行に関する前提条件とはならないと考えており、公開買付応募契約を締結せずとも、ユニゾンファンドからのユニゾンファンド所有株式の取得を前提とした本公開買付けの実施の判断の障

害になるような事情はないと判断するに至りました。なお、上記のユニゾンファンドとの間の本公開買付けに係る公開買付応募契約に向けた交渉以降、公開買付者としては、ユニゾンファンドの上記意向及び考え方には変更がないものと認識しています（注6）（注7）。

（注2） ユニゾンファンドから提案された本公開買付けへの応募の前提条件は、(i) 買付者が本公開買付けの開始日までに応募契約に定める義務（注3）に違反していないこと、(ii) 本公開買付けが法令等に従って開始され撤回されていないこと、(iii) 本公開買付け又はユニゾンファンドによる本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨の裁判所による判決、決定又は命令がなされていないこと、(iv) 対象者の取締役会において本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することについて決議がなされ、これが公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回されていないこと、(v) 公開買付者が、対象者の未公表の重要事実等（法第166条第2項各号に定める重要事実並びに法第167条第1項に定める公開買付け等の実施に関する事実及び公開買付け等の中止に関する事実、又はそのように解釈される可能性のある事実を意味する。）を認識していないこと、(vi) ユニゾンファンドによる本公開買付けへの応募が法その他の法令等に抵触する又はその可能性が高いものではないこと、(vii) 本公開買付けに係る公開買付開始公告、公開買付届出書、公開買付説明書、その他本公開買付けに関連して公開買付者により行われ又は提出若しくは開示等される公告その他の文書（プレスリリースその他の任意開示文書を含む。）におけるユニゾンファンドに関する記載が、ユニゾンファンドが合理的に満足する内容であること、(viii) 公開買付者が本公開買付けに応募された対象者の普通株式の全てを取得するために法令等に基づき必要となる届出が行われ、これらに対する承認がなされ、又は、これらに対する禁止命令、排除措置命令その他これらに類する措置が講じられていないこととなります。

（注3） ユニゾンファンドとの公開買付応募契約に定めることが想定されていた公開買付者の義務としては、本公開買付けを実施すること、本公開買付けによる対象者の株券等の取得に関し、法令等上必要な一切の手続を行うこと等が含まれております。なお、結果として公開買付応募契約が締結されていないことは、上記のとおりです。

（注4） 上記「(1) 本公開買付けの概要」の注7記載のとおりです。

（注5） 上記「(1) 本公開買付けの概要」の注8記載のとおりです。

(注6) 創業家によれば、創業家(志太ホールディングス株式会社)は、ユニゾンファンド及びユニゾンファンドが証券口座を開設し当該口座においてユニゾンファンド所有株式を所有している振替機関等(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。)第2条第5項に規定する振替機関等をいいます。以下同じです。)を相手方とし、本株主間契約に基づく本売却請求権を被保全権利として東京地方裁判所に対しユニゾンファンド所有株式の譲渡禁止仮処分命令に係る申立て(以下「本仮処分命令申立て」といいます。)を行っていたところ、2022年9月1日付で、東京地方裁判所による、ユニゾンファンドは、ユニゾンファンド所有株式について、その名義人を公開買付者に変更するための振替を除き、振替若しくは抹消の申請又は取立てその他一切の処分をしてはならない旨の決定(以下「本仮処分命令」といいます。)がなされ、本仮処分命令の当該振替機関等への送達により、2022年9月2日付で本仮処分命令の効力が生じたとのことです。公開買付者としては、本仮処分命令がなされたことは、本売却請求権の行使に基づく公開買付者に対するユニゾンファンド所有株式の売却に係るユニゾンファンドの契約上の売却義務の存在に関して、裁判所が一応の心証を得たことを意味するものと考えており、かかる判断は、公開買付者が前提とする、本売却請求権の実現方法として実施される本公開買付けに対して、ユニゾンファンドが、対象者による本公開買付けに関する意見表明の内容にかかわらず、本株主間契約に基づく売却義務の履行として、本公開買付けに応募する契約上の義務があるとの見解に沿うものと考えております。なお、公開買付者は、創業家による本売却請求権の行使にあたって創業家指定譲受人として指定され、ユニゾンファンド所有株式の取得義務を負っていること、並びに本公開買付け成立及び決済完了までには一定の期間を要することから、本公開買付けの実効性を確保すべく、ユニゾンファンドによりユニゾンファンド所有株式が第三者に譲渡されることを防ぐため、創業家が保全措置を講じることに協力する必要があると判断し、下記「(3)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、創業家(志太ホールディングス株式会社)との間で、公開買付者が第三者供託の方法により本仮処分命令がなされるにあたって必要となる担保(合計8億円)を提供することについて合意し、当該合意に従い、公開買付者は、第三者供託の方法により本仮処分命令がなされるにあたって必要な担保の提供を行っています。

(注7) ユニゾン・キャピタルが2022年9月6日付で公表した「シダックス株式会

社普通株式に係る公開買付けへの対応方針について」によれば、ユニゾンファンドは、意見表明報告書において指摘されている懸念が解消され、対象者の賛同表明が得られること、並びに本公開買付けの実施及びこれに対する応募がインサイダー取引規制に抵触する可能性が払拭されることを条件として、本公開買付けに応募することとする方針を同日確認したとのことであり、かかる公表内容を前提とすれば、本公開買付け開始日以降においても上記ユニゾンファンドの考え方に変更はないものと理解しております。公開買付者としては、ユニゾンファンドが本株主間契約に基づきユニゾンファンド所有株式の売却義務を負い、当該売却義務を履行するために、上記条件の成否に関わらず、本売却請求権の実現方法として実施される本公開買付けに応募する契約上の義務があると考えている点についても、上記のとおりです。

<後略>

(変更後)

<前略>

その後、公開買付者は、2022年7月中旬、ユニゾンファンドに対して本公開買付けに係る公開買付応募契約の締結及び内容について提案を行い、ユニゾンファンドとの間で公開買付応募契約の締結に向けた交渉を行いました。公開買付者としては、ユニゾンファンドによる応募の前提条件に関する提案が受け入れられなかったため、公開買付応募契約の締結には至りませんでした。具体的には、当該交渉において、ユニゾンファンドからは、本公開買付けに対する対象者の賛同意見が表示されること等（注2）を本公開買付けへの応募の前提条件とする提案がなされましたが、創業家によると、創業家は、ユニゾンファンドが、創業家による公開買付者を創業家指定譲受人に指定する内容の本売却請求権の行使の結果、ユニゾンファンド所有株式の全てを公開買付者に対し売却する契約上の義務を負っていると考えているとのことです。そのため、創業家は、本売却請求権の実現方法として実施される本公開買付けに対して、ユニゾンファンドが、対象者による本公開買付けに関する意見表明の内容にかかわらず、当該売却義務の履行として、本公開買付けに応募する契約上の義務があると考えているとのことです。そして、創業家指定譲受人として指定されている公開買付者としてもかかる見解を前提としていることから、そもそも本公開買付けへの応募にあたって前提条件を付すべきではないと考えており、両者の考え方に相違があったため、公開買付応募契約の締結には至りませんでした。当該交渉の中で、ユニゾンファンドとしては、公開買付応募契約の締結の有無にかかわらず、(i) 本株主間契約上の本売却請求権が、「適用法令上許容される限度

において、かつ適用法令に従って」行使することができる」とされているところ、対象者が公開買付者以外の複数のアライアンス候補先とフードサービス事業における協業について検討を行っており、かかる検討の事実を対象者に関する未公表の重要事実（法第166条第2項）を該当する可能性が高いこと、公開買付者も創業家（志太勤一氏及び志太勤氏）を通じて当該検討の事実を認識していることから、公開買付者は、対象者に関する未公表の重要事実（法第166条第2項）を認識しており、公開買付者による対象者株式の取得は法166条のインサイダー取引規制に違反する可能性が高いため、本売却請求権の行使は「適用法令上許容される限度において、かつ適用法令に従って」に該当しないことを理由に、ユニゾンファンドは本株主間契約上の売却義務を負わず、本公開買付けへの応募義務も負わないと考えている旨の見解が示されております。また、(ii)ユニゾンファンドとしては、対象者が賛同しないような公開買付けへの応募はしかねる旨の考え方が示されており、対象者による賛同意見が表示されない限り、本公開買付けへの応募はしないことを想定しているようです。他方、公開買付者としては、(i)インサイダー取引規制違反の点に関して、対象者における公開買付者以外の複数のアライアンス候補先とのフードサービス事業の協業に関しては、当該協業の検討に関する事実の公開買付者による認識時期及びその経緯については対象者との間で認識の相違があるものの（注4）、いずれにしても本日現在においては対象者の取締役会において具体的な他社提案等を検討している事実はなく（注5）、対象者に関する未公表の重要事実（法第166条第2項）には該当しない旨を、創業家（志太勤一氏及び志太勤氏）から伺っており、その他対象者に関する未公表の重要事実には該当する事実を認識していないことから、本公開買付けに関する公開買付者のリーガルアドバイザーである三浦法律事務所からの助言も踏まえ、公開買付者による本公開買付けを通じた対象者株式の取得がインサイダー取引規制に反する事情はないと考えております。また、(ii)対象者による賛同表明を前提とする点に関して、創業家によると、上記のとおり、創業家は、ユニゾンファンドが、創業家による公開買付者を創業家指定譲受人に指定する内容の本売却請求権の行使の結果、ユニゾンファンドが所有するユニゾンファンド所有株式（14,792,959株）について公開買付者に対し売却する契約上の義務を負っていると考えているとのことであり、対象者による本公開買付けに対する賛同表明が売却義務の前提とはなっていないとのことです。そのため、創業家は、本売却請求権の実現方法として実施される本公開買付けに対して、ユニゾンファンドが、対象者による本公開買付けに関する意見表明の内容にかかわらず、当該売却義務の履行として、本公開買付けに応募する契約上の義務があると考えているとのことです。そして、創業家指定譲受人として指定されている公開買付者としてもかかる見解を前提として、本公開買付けの応募にあたり対象者による本

公開買付けに関する意見表明の内容は本株主間契約上の売却義務の履行に関する前提条件とはならないと考えており、公開買付応募契約を締結せずとも、ユニゾンファンドからのユニゾンファンド所有株式の取得を前提とした本公開買付けの実施の判断の障害になるような事情はないと判断するに至りました。なお、上記のユニゾンファンドとの間の本公開買付けに係る公開買付応募契約に向けた交渉以降、公開買付者としては、ユニゾンファンドの上記意向及び考え方には変更がないものと認識しています（注6）（注7）。

（注2） ユニゾンファンドから提案された本公開買付けへの応募の前提条件は、(i) 買付者が本公開買付けの開始日までに応募契約に定める義務（注3）に違反していないこと、(ii) 本公開買付けが法令等に従って開始され撤回されていないこと、(iii) 本公開買付け又はユニゾンファンドによる本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨の裁判所による判決、決定又は命令がなされていないこと、(iv) 対象者の取締役会において本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することについて決議がなされ、これが公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回されていないこと、(v) 公開買付者が、対象者の未公表の重要事実等（法第166条第2項各号に定める重要事実並びに法第167条第1項に定める公開買付け等の実施に関する事実及び公開買付け等の中止に関する事実、又はそのように解釈される可能性のある事実を意味する。）を認識していないこと、(vi) ユニゾンファンドによる本公開買付けへの応募が法その他の法令等に抵触する又はその可能性が高いものではないこと、(vii) 本公開買付けに係る公開買付開始公告、公開買付届出書、公開買付説明書、その他本公開買付けに関連して公開買付者により行われ又は提出若しくは開示等される公告その他の文書（プレスリリースその他の任意開示文書を含む。）におけるユニゾンファンドに関する記載が、ユニゾンファンドが合理的に満足する内容であること、(viii) 公開買付者が本公開買付けに応募された対象者の普通株式の全てを取得するために法令等に基づき必要となる届出が行われ、これらに対する承認がなされ、又は、これらに対する禁止命令、排除措置命令その他これらに類する措置が講じられていないこととなります。

（注3） ユニゾンファンドとの公開買付応募契約に定めることが想定されていた公開買付者の義務としては、本公開買付けを実施すること、本公開買付けによる対象者の株券等の取得に関し、法令等上必要な一切の手続を行うこと等が含まれております。なお、結果として公開買付応募契約が締結されていない

ことは、上記のとおりです。

(注4) 上記「(1) 本公開買付けの概要」の注7記載のとおりです。

(注5) 上記「(1) 本公開買付けの概要」の注8記載のとおりです。

(注6) 創業家によれば、創業家(志太ホールディングス株式会社)は、ユニゾンファンド及びユニゾンファンドが証券口座を開設し当該口座においてユニゾンファンド所有株式を所有している振替機関等(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。)第2条第5項に規定する振替機関等をいいます。以下同じです。)を相手方とし、本株主間契約に基づく本売却請求権を被保全権利として東京地方裁判所に対しユニゾンファンド所有株式の譲渡禁止仮処分命令に係る申立て(以下「本仮処分命令申立て」といいます。)を行っていたところ、2022年9月1日付で、東京地方裁判所による、ユニゾンファンドは、ユニゾンファンド所有株式について、その名義人を公開買付者に変更するための振替を除き、振替若しくは抹消の申請又は取立てその他一切の処分をしてはならない旨の決定(以下「本仮処分命令」といいます。)がなされ、本仮処分命令の当該振替機関等への送達により、2022年9月2日付で本仮処分命令の効力が生じたとのことです。公開買付者としては、本仮処分命令がなされたことは、本売却請求権の行使に基づく公開買付者に対するユニゾンファンド所有株式の売却に係るユニゾンファンドの契約上の売却義務の存在に関して、裁判所が一応の心証を得たことを意味するものと考えており、かかる判断は、公開買付者が前提とする、本売却請求権の実現方法として実施される本公開買付けに対して、ユニゾンファンドが、対象者による本公開買付けに関する意見表明の内容にかかわらず、本株主間契約に基づく売却義務の履行として、本公開買付けに応募する契約上の義務があるとの見解に沿うものと考えております。なお、公開買付者は、創業家による本売却請求権の行使にあたって創業家指定譲受人として指定され、ユニゾンファンド所有株式の取得義務を負っていること、並びに本公開買付け成立及び決済完了までには一定の期間を要することから、本公開買付けの実効性を確保すべく、ユニゾンファンドによりユニゾンファンド所有株式が第三者に譲渡されることを防ぐため、創業家が保全措置を講じることに協力する必要があると判断し、下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、創業家(志太ホールディングス株式会社)との間で、公開買付者が第三者供託の方法により本仮処分命令がなされるにあたって必要となる担保(合計8億円)を提供することについて

て合意し、当該合意に従い、公開買付者は、第三者供託の方法により本仮処分命令がなされるにあたって必要な担保の提供を行っています。

(注7) ユニゾン・キャピタルが2022年9月6日付で公表した「シダックス株式会社普通株式に係る公開買付けへの対応方針について」(以下「9月6日付ユニゾンプレスリリース」といいます。)によれば、ユニゾンファンドは、意見表明報告書において指摘されている懸念が解消され、対象者の賛同表明が得られること、並びに本公開買付けの実施及びこれに対する応募がインサイダー取引規制に抵触する可能性が払拭されることを条件として、本公開買付けに応募することとする方針を同日確認したとのことであり、かかる公表内容を前提とすれば、本公開買付け開始日以降においても上記ユニゾンファンドの考え方に変更はないものと理解しております。公開買付者としては、ユニゾンファンドが本株主間契約に基づきユニゾンファンド所有株式の売却義務を負い、当該売却義務を履行するために、上記条件の成否に関わらず、本売却請求権の実現方法として実施される本公開買付けに応募する契約上の義務があると考えている点についても、上記のとおりです。さらに、公開買付者としては、意見表明報告書及び9月15日付対象者プレスリリースを踏まえると、株式会社コロワイドによる本提案取下げにより、対象者及びユニゾンファンドの認識を前提としても、遅くとも2022年9月15日の時点では、公開買付者以外のアライアンス候補先とのフードサービス事業の協業に関し対象者において具体的な他社提案等を検討している事実はなく、9月6日付ユニゾンプレスリリースにおいてユニゾンファンドが本公開買付けへの応募の条件と主張する「本公開買付けの実施及びこれに対する応募がインサイダー取引規制に抵触する可能性が払拭されること」は既に実現しているものと理解しています。また、そもそも対象者の賛同表明が本株主間契約上本売却請求権の行使に応じた売却義務の条件となっていない点については、繰り返し述べているとおりです。

<後略>

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2022年8月30日(火曜日)から2022年9月28日(水曜日)まで(20営業日)

(変更後)

2022年8月30日(火曜日)から2022年10月5日(水曜日)まで(25営業日)

(8) 決済の方法

②決済の開始日

(変更前)

2022年10月5日(水曜日)

(注) <略>

(変更後)

2022年10月13日(木曜日)

(注) <略>

以上